経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人秋田大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　05

1　改正された規則の名称等

国立大学法人秋田大学政府調達事務取扱要領（http://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_legal.html　～参照）

2　この公表に関する問合わせ先

（機関及び部署名）国立大学法人秋田大学経理・調達課

（電話番号）018―889―3014

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人山形大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

1　改正された規則の名称等　国立大学法人山形大学政府調達事務取扱規定（http://campus3.kj.yamagata-u.ac.jp/chotatu/koukai.html参照）

2　この公表に関する問い合わせ先

国立大学法人山形大学　財務部経理課

ＴＥＬ　023―628―4890

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人福島大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　07

1．改正された規則の名称等　国立大学法人福島大学政府調達契約事務取扱要領（https://www.fukushima-u.ac.jp/finance-section/Files/2019/01/seifuchoutatsu.pdf参照）

2．この公表に関する問合わせ先

国立大学法人福島大学財務課

024―548―8104

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人筑波大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

1　改正された規則の名称等

国立大学法人筑波大学政府調達事務取扱細則（http://www.tsukuba.ac.jp/public/ho_kisoku/s-03/s-03.html）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人筑波大学財務部契約課

ＴＥＬ029―853―2168

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人茨城大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

1　改正された規則の名称等

国立大学法人茨城大学における政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める要項（http://houki.admb.ibaraki.ac.jp/act/frame/frame110000121.htm　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人茨城大学　財務部契約課

ＴＥＬ029―228―8565

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日

国立大学法人筑波技術大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

1　改正された規則の名称等

国立大学法人筑波技術大学政府調達事務取扱規程（http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/zaimukaikei/06-12.pdf参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人筑波技術大学　財務課契約係

（電話番号）029―858―9319

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人群馬大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　10

1　改正された規則の名称等

国立大学法人群馬大学政府調達事務取扱規程（http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1896　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人群馬大学財務部財務課総務・監査係

電話027―220―7044

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人千葉大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　12

1　改正された規則の名称等

国立大学法人千葉大学政府調達事務取扱規程（http://www.chiba-u.ac.jp/general/recruit/supply/tender.html　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人千葉大学　財務部契約課

ＴＥＬ043―290―2223

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人東京大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等　東京大学政府調達協定実施規程（https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/chotatsu-keiyaku.html　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人東京大学　本部契約課

電話03―5841―1201

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日

国立大学法人東京医科歯科大学